

## 社会福祉法人報恩会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人報恩会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）をいう。

### (報酬)

第3条 当法人の役員等に対しての報酬は無報酬とする。

### (費用弁償)

第4条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わったときに支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

### (出張旅費)

第5条 出張に係る費用については、社会福祉法人茂木保育園の旅費規程に準ずる。

### (改正)

第6条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、当法人の理事会及び評議員会の議決を経なければならない

この規程は、平成30年4月1日から施行する。